事業者向け出前講座（弁護士派遣）申込書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （あて先）野洲市消費生活センター長 | 申込日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 事業者の名称 | 事業者の所在地 |
|  | 〒 |
| 事業者の連絡先 | 担当者の氏名及び所属部署 |
| 電話番号 |  | 担当者名 |  |
| FAX番号 |  | 所属部署 |  |

|  |
| --- |
| 　下記のとおり、事業者向け出前講座を申し込みます。 |
| 日時 | 第１希望 | 令和　　　年　　　月　　　日（　　　曜日）（ 午前・午後 ）　　　時　　　分から　　　時　　　分まで |
| 第２希望 | 令和　　　年　　　月　　　日（　　　曜日）（ 午前・午後 ）　　　時　　　分から　　　時　　　分まで |
| 第３希望 | 令和　　　年　　　月　　　日（　　　曜日）（ 午前・午後 ）　　　時　　　分から　　　時　　　分まで |
| 場所※滋賀県内に限ります。 | 会場名 |  | 電話番号 |  |
| 所在地 | 〒 |
| 利用可能設備 | □スクリーン | □パソコン（PowerPoint） | □DVD再生機器 | □VHS再生機器 |
| □プロジェクター | □ホワイトボード | □その他（　　　　　　　　　　　） |
| 受講者 | 予定人数　　　　　　　　名 |
| 質問事項 | **事前に御質問があれば御記入ください。** |

　注１　該当する□には、レ印を記入してください。

　　２　申込みにあたっては、必ず裏面の「注意点」をお読みください。

注　意　点

１．「事業者向け出前講座」（以下「講座」といいます。）は、野洲市内で訪問販売を行う事業者等を対象に、講座の申込者に対して滋賀弁護士会に所属する弁護士を派遣することで、消費者とのトラブルを防止するための情報を提供するものです。なお、講座の内容にしたがっていれば処分を受けないことや合法となることを保証するものではありませんので御注意ください。

２．申込み後のキャンセルについては、講座実施日の３日前までに必ず野洲市消費生活センター（TEL：077-587-6063、FAX：077-586-3677）まで御連絡ください。

３．講座に関する弁護士の派遣費用については無料です。会場の使用料その他設営に要する費用は申込者が負担してください。

４．会場の予約や設営等の準備については申込者が行ってください。

５．会場は滋賀県内に限ります。滋賀県外の会場で申し込むことはできませんので御注意ください。

６．滋賀弁護士会に所属する弁護士のうち、利害関係を有する等講座の担当を避ける必要がある弁護士があれば、事前に野洲市消費生活センターまで御連絡ください。

７．講座の受講について、市のホームページ等で公開する場合があります。

８. 新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じること。

　　・マスクの着用

　　・手指の消毒

　　・事前の検温

　　・椅子、机、備品等の消毒

　　・人と人との間隔を２ｍ以上とる

　　・出入口、窓の開放等による換気

　　・体調不良の方（発熱、味覚・臭覚異常、息苦しさ等）の受講の禁止等

９. 新型コロナウイルス感染状況等によっては開催を中止させていただく場合があります。